



# 秋厚労ニュース

NO1750号

2017年3月16日  
秋田県厚生連労働組合  
秋田市山王5-4-2  
TEL 018(864)3341  
FAX 018(864)3349

# 守れ! 夜勤協定

完全  
順守 **4%**

病棟の夜勤日数があまりにも多い事態が数年間続いたため、秋厚労は、昨年から「職場名を明記した要求」を提出しています。もちろん当該職場には了解を得ていますが、これは「異常事態」に他なりません。秋田県厚生連は、月8日以内の労使協定があるにも関わらず、完全に順守している病棟は4%にとどまっています。

秋田県厚生連の病棟夜勤に関する主な労使協定

協定日	協定内容				
1974(S49)年 12月3日	すべての病棟は複数夜勤とし、夜勤日数は月8日以内とする				
1986(S61)年 11月17日	交替制勤務の変更は、労使の合意なく一方的に行わない				
1996(H8)年 4月25日	準夜勤務	深夜勤務			
	勤務時間	16:00~1:00	0:30~9:00		
	休憩	60分	60分		
	実働時間	7時間30分	7時間30分		
	拘束時間	8時間30分	8時間30分		
1991(H3)年 12月14日	夜勤体制	夜勤要員	看護師長	予備人員	計
	2:2	16	1	1	18
	2:3(3:2)	20	1	2	23
	3:3	24	1	2	27
	3:4(4:3)	28	1	2	31
4:4	32	1	3	36	

病棟夜勤に関して、秋厚労と経営者との間で交わした重要な「労使協定」が4つあります(左上表)。

1974年の「夜勤協定(夜勤日数月8日以内)」は、その中でも最も基本となるもので、全国ほとんどの病院で同様の協定を結んでいます。病棟夜勤の回数を規定する法律は「看護師確保法(1992年)」ですが、月8日夜勤は「努力義務」に留まっています。しかし、労使協定を結ぶことで、雇用者側は「労働協約を順守する義務」を負いますので、この点でも重要な協定であると

## 職場名をあげて要求せざるを得ない異常事態

### 人員確保で3悪改善

さらに、1986年には「交替制勤務の変更は労使の合意なく一方的に行わない」ことを、また、1996年には、それまで病院によってバラバラだった夜勤の時刻と時間を統一し、協定を結びました。さらに、1991年には人員数を協定しています。

### 8割が9か月も月9日以上夜勤

秋厚労は、病棟の課題として「3悪(夜勤・残業・休み)」を掲げていますが、夜勤に関する各種協定を守るための人員さえ確保すれば、かなりの課題が解決すると考えています。



写真は本文と関係ありません

秋田県厚生連の「病棟夜勤」の実態(2016年1月~2017年1月)

	A	B	C	D	他	計
鹿角			3	1		4
北秋			4			4
能代		4	5			9
湖東		1	1			2
秋田	1	4	2	1	1	9
由利	1	5				6
大曲		5	4			9
雄勝		3	1			4
計	2	22	20	2	1	47

- A すべてのスタッフについて、すべての月が8日以内
- B 月9日以上の夜勤が1回(1人)でも存在した病棟(C・D含まず)
- C スタッフ半数以上が月9日以上の夜勤をしたことがある病棟(D含まず)
- D 半数以上のスタッフが月9日以上の夜勤を5ヶ月以上行った病棟

昨年、秋厚労は、「かづの厚生病院・3病棟」について、病棟名を要求文面に盛り込んで夜勤の改善を訴えています。同病棟では、1年間「8割近くのスタッフが9か月以上、夜勤(2015年)」といった異常事態

が続いており、一刻も早く改善する必要があります。「病棟名の公表」については、当該支部を通じて職場の了解を得ていますが、それほど深刻な事態だと受け止めています。

ちなみに、看護改善委員会が把握している47病棟のうち、2016年において、夜勤協定を完全に順守した病棟は2つ(4.3%)しかありません(右下表)。

### 経営者が謝罪

去る3月9日の春闘交渉において、経営者は、多くの病棟で協定を超える夜勤をしていることに「責任を感じている」と述べ、必要な人員配置が出来ていないことについて「申し訳ない」と謝罪しました。スタッフが思い通りに集まらない理由は「秋田市の病院に希望が集中していること」とし、対策として「随時募集などで引き続き努力している」と話しています。また、かづの厚生病院・3病棟については「人員を増やして解決する」とし、要求に応じて直近の実態も公表しました。

秋厚労は、「協定の順守」に向けて、現場スタッフとともに、より具体的な手立てを模索していきます。